

奈良県告示第三百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和六年一月十二日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和五年十二月十四日現在の地番による。）
天理市櫛本町二〇四七番の一部
- 二 申請者氏名 株式会社あおぞらホーム 代表取締役 青木俊文
- 三 申請者住所 天理市櫛本町九七〇番地
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・二八メートル
- 六 指定年月日 令和五年十二月二十五日
- 七 指定番号 郡土第R〇五一〇号